

加盟国協議に諮られている国際基準 (ISPM) 案の概要 (協議期間：令和元年 7 月 1 日～9 月 30 日)

1. 国家植物防疫機関が植物検疫活動を実施主体に権限付与する場合の要件

国家植物防疫機関 (NPP0) に代わって特定の植物検疫活動を行う実施主体に NPP0 が権限付与を行う場合の要件。

2. 植物検疫措置としてのガス置換 (modified atmosphere) 処理の利用の要件

植物検疫措置としてのガス置換処理 (処理施設内のガス濃度を調整する処理) の利用に関するガイダンス。ガス置換の処理施設、利用方法、処理の確認方法等の要件を示したものの。

3. ISPM 5「植物検疫用語集」の改正

植物検疫用語の定義に関する国際基準 (ISPM 5) の用語の修正及び削除。

4. ISPM 8「ある地域におけるペストステータスの決定」の改正

ある地域におけるペストステータスを決定するための病害虫記録及びその他の情報の利用に関する国際基準 (ISPM 8) の改正。

5. ISPM 27「規制有害動植物の診断プロトコル」付属書

Striga 属植物を診断するためのプロトコルを新たな付属書として提案。

6. ISPM 28「規制有害動植物に対する植物検疫処理」付属書

新たな付属書として以下の植物検疫処理を提案。

- ・チチュウカイミバエに対するさくらんぼ、プラム、ももの低温処理
- ・クインランドミバエに対するさくらんぼ、プラム、ももの低温処理
- ・チチュウカイミバエに対するぶどうの低温処理
- ・クインスランドミバエに対するぶどうの低温処理
- ・ミカンコミバエに対する放射線照射処理
- ・セグロウリミバエに対する放射線照射処理
- ・モモシンクイガに対する放射線照射処理
- ・Anastrepha 属に対する放射線照射処理